

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 6 号

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第 14 条の 2 <省略></p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>3 万円</u>（市長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>7 万円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市長が定める額を加算した額）とする。</p> <p>3 及び 4 <省略></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 19 条の 2 管理職員特別勤務手当は、第 9 条第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に 1 時間以上勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第 9 条第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員が災害への</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第 14 条の 2 <省略></p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>2 万 3, 000 円</u>（市長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>4 万 5, 000 円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市長が定める額を加算した額）とする。</p> <p>3 及び 4 <省略></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 19 条の 2 管理職員特別勤務手当は、第 9 条第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に 1 時間以上勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、<u>1 万 2, 000 円</u>を超え</p>

対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（特定職員の給料等に関する減額措置）

14 平成30年3月31日までの間、職員（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が給料表の6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞ

ない範囲内において市長が規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（特定職員の給料等に関する減額措置）

14 当分の間、職員（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が給料表の6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相

れ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)から(5)まで <省略>

当する額を減ずる。

(1)から(5)まで <省略>

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

職 員 の 区 分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	282,800	311,700	324,800	390,200	415,000
	2	138,700	189,500	225,500	284,900	313,800	326,800	392,500	417,300
	3	139,900	191,300	227,100	286,900	316,000	329,000	394,700	419,400
	4	141,000	193,100	228,700	289,000	318,100	331,200	397,100	421,600
	5	142,100	194,700	230,300	291,000	320,200	333,300	398,900	423,600
	6	143,200	196,500	232,000	293,000	322,200	335,500	400,900	425,700
	7	144,300	198,300	233,600	295,100	324,300	337,600	402,800	427,800
	8	145,400	200,100	235,200	297,100	326,300	339,800	404,600	429,900
	9	146,500	201,800	236,800	299,200	328,300	341,800	406,500	431,600
	10	147,900	203,600	238,400	301,300	330,400	343,800	408,300	433,400
	11	149,200	205,400	240,000	303,300	332,400	345,900	410,100	435,400
	12	150,500	207,200	241,600	305,400	334,500	347,900	412,000	437,400
	13	151,800	208,600	243,200	307,200	336,100	349,800	413,800	439,300
	14	153,300	210,400	244,700	309,300	338,000	351,800	415,300	441,100
	15	154,800	212,100	246,200	311,400	340,000	353,700	416,800	442,900
	16	156,400	213,900	247,700	313,400	341,900	355,600	418,400	444,600
	17	157,700	215,600	249,200	315,400	343,600	357,600	420,000	446,400
	18	159,200	217,300	251,100	317,400	345,500	359,500	421,300	447,900
	19	160,700	219,000	252,900	319,500	347,400	361,500	422,600	449,300
	20	162,200	220,600	254,700	321,600	349,200	363,400	423,800	450,800
	21	163,600	222,200	256,400	323,100	351,100	365,400	425,000	452,200
	22	166,300	223,900	258,300	325,100	352,900	367,300	426,300	453,500
23	168,900	225,600	260,200	327,100	354,700	369,300	427,600	454,800	

24	171,500	227,200	261,900	329,200	356,400	371,300	428,800	456,000
25	174,200	228,700	263,900	331,100	357,800	372,800	430,000	457,000
26	175,900	230,300	265,800	333,000	359,100	374,600	430,800	457,700
27	177,600	231,800	267,600	335,000	360,500	376,400	431,600	458,500
28	179,300	233,200	269,500	336,900	361,900	378,000	432,400	459,200
29	180,800	234,600	271,200	338,800	363,200	379,800	433,000	459,900
30	182,600	235,800	273,100	340,700	364,100	381,200	433,700	460,700
31	184,400	237,000	275,000	342,500	365,200	382,700	434,400	461,400
32	186,100	238,300	276,800	344,400	366,300	384,300	435,100	462,000
33	187,700	239,600	278,500	345,900	367,100	385,700	435,900	462,500
34	189,200	241,000	280,400	347,300	368,000	386,900	436,700	463,100
35	190,700	242,300	282,200	348,800	368,900	388,100	437,100	463,700
36	192,200	243,600	284,100	350,300	369,800	389,200	437,800	464,300
37	193,500	244,600	285,800	351,900	370,700	390,300	438,300	464,800
38	194,800	246,100	287,500	352,700	371,500	391,500	438,700	465,300
39	196,100	247,700	289,300	353,900	372,300	392,700	439,100	465,700
40	197,400	249,200	291,100	354,900	373,100	393,800	439,500	466,000
41	198,700	250,600	292,800	355,800	373,800	394,500	439,900	466,300
42	200,000	252,000	294,500	356,900	374,500	395,200	440,300	466,600
43	201,300	253,400	296,200	357,800	375,200	395,900	440,700	466,900
44	202,600	254,800	297,800	358,900	375,900	396,600	441,000	467,200
45	203,800	256,000	299,500	359,800	376,400	397,200	441,300	467,500
46	205,100	257,300	301,200	360,500	377,000	397,800	441,700	467,800
47	206,400	258,700	302,800	361,200	377,600	398,300	442,000	468,100
48	207,700	260,100	304,500	361,900	378,300	398,700	442,300	468,400
49	208,800	261,400	305,700	362,300	378,700	399,100	442,600	468,700
50	209,900	262,500	307,200	362,900	379,400	399,400	442,900	469,000
51	211,000	263,800	308,800	363,600	380,000	399,700	443,200	469,300
52	212,100	265,100	310,400	364,300	380,600	400,000	443,500	469,600
53	213,300	266,200	312,000	364,600	381,000	400,300	443,800	469,900
54	214,300	267,300	313,600	365,300	381,600	400,600	444,100	
55	215,300	268,600	315,200	366,000	382,200	400,900	444,400	
56	216,300	269,900	316,700	366,700	382,800	401,200	444,700	
57	217,100	271,000	318,200	367,000	383,200	401,500	445,000	
58	218,100	272,000	319,400	367,600	383,700	401,800	445,300	

59	219,000	273,100	320,600	368,300	384,200	402,100	445,600	
60	220,000	274,200	321,800	368,900	384,800	402,400	445,900	
61	220,800	275,400	322,500	369,200	385,100	402,700	446,200	
62	221,800	276,400	323,400	369,800	385,500	403,000		
63	222,800	277,300	324,200	370,500	385,900	403,300		
64	223,800	278,300	325,000	371,100	386,300	403,600		
65	224,500	279,100	325,900	371,500	386,600	403,800		
66	225,500	280,000	326,300	372,000	386,900	404,100		
67	226,500	280,800	327,000	372,600	387,200	404,400		
68	227,600	281,700	327,800	373,100	387,500	404,700		
69	228,400	282,700	328,600	373,600	387,700	404,900		
70	229,200	283,500	329,300	374,200	388,000	405,200		
71	230,000	284,300	330,000	374,700	388,300	405,500		
72	230,800	285,100	330,700	375,000	388,500	405,700		
73	231,600	285,900	331,200	375,400	388,700	405,900		
74	232,300	286,400	331,800	375,900	389,000	406,200		
75	233,000	286,800	332,300	376,300	389,300	406,500		
76	233,700	287,300	332,900	376,700	389,500	406,700		
77	234,400	287,400	333,200	377,100	389,700	406,900		
78	235,200	287,800	333,700	377,600	390,000	407,200		
79	236,000	288,000	334,100	378,000	390,300	407,500		
80	236,800	288,400	334,600	378,400	390,500	407,700		
81	237,500	288,600	335,000	378,700	390,700	407,900		
82	238,200	288,800	335,500	379,200	391,000	408,200		
83	238,900	289,200	336,000	379,600	391,300	408,500		
84	239,600	289,500	336,500	380,000	391,500	408,700		
85	240,300	289,800	336,800	380,300	391,700	408,900		
86	241,000	290,100	337,200	380,800	392,000	409,200		
87	241,700	290,400	337,700	381,200	392,300	409,500		
88	242,400	290,800	338,100	381,600	392,500	409,700		
89	243,100	291,100	338,400	381,900	392,700	409,900		
90	243,600	291,500	338,800	382,400	393,000	410,200		
91	244,100	291,800	339,300	382,800	393,300	410,500		
92	244,600	292,200	339,700	383,200	393,500	410,700		
93	244,900	292,300	339,900	383,500	393,700	410,900		

	94		292,500	340,300	384,000	394,000			
	95		292,900	340,800	384,400	394,300			
	96		293,300	341,200	384,800	394,500			
	97		293,500	341,300	385,100	394,700			
	98		293,800	341,800	385,600				
	99		294,200	342,200	386,000				
	100		294,600	342,500	386,400				
	101		294,800	342,800	386,700				
	102		295,100	343,200					
	103		295,500	343,600					
	104		295,800	344,000					
	105		296,000	344,500					
	106		296,300	344,900					
	107		296,700	345,300					
	108		297,000	345,700					
	109		297,200	346,200					
	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
	112		298,300	347,200					
	113		298,400	347,700					
	114		298,700	348,000					
	115		299,000	348,300					
	116		299,400	348,600					
	117		299,600	349,100					
	118		299,800	349,400					
	119		300,100	349,700					
	120		300,400	350,000					
	121		300,800	350,500					
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						
再 任 用		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

職員									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(瀬戸市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第4条に規定する給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員と

の権衡上必要があると認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。

6 前3項の規定による給与条例第20条第5項（給与条例第21条第4項において準用する場合及び瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第30号）第4条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第20条第5項中「給料の月額」とあるのは、「瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年瀬戸市条例第 号）附則第3項の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

7 切替日から平成30年3月31日までの間における改正後の第14条の2第2項の適用については、同項中「3万円」とあるのは「3万円を超えない範囲内で市長が定める額」とする。

（委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。